

守口市令和8年度介護保険料段階区分と保険料（年額）

| 市民税課税状況 |     | 段階区分                    | 所得段階別対象者                                                                                         | 保険料算式     | 保険料（年額）  |
|---------|-----|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|----------|
| 世帯      | 本人  |                         |                                                                                                  |           |          |
| 非課税     | 非課税 | 第1段階                    | ・生活保護受給者または老齢福祉年金受給者で市民税非課税世帯の人<br>・世帯全員が市民税非課税で本人の合計所得金額（課税年金に係る雑所得を除く）と課税年金収入額の合計額が82.65万円以下の人 | 基準額×0.285 | 30,680円  |
|         |     | 第2段階                    | 世帯全員が市民税非課税で本人の合計所得金額（課税年金に係る雑所得を除く）と課税年金収入額の合計額が120万円以下の人                                       | 基準額×0.485 | 52,210円  |
|         |     | 第3段階                    | 世帯全員が市民税非課税の人                                                                                    | 基準額×0.685 | 73,730円  |
|         |     | 第4段階                    | 被保険者本人が市民税非課税で本人の合計所得金額（課税年金に係る雑所得を除く）と課税年金収入額の合計額が82.65万円以下の人                                   | 基準額×0.9   | 96,880円  |
|         |     | 第5段階                    | 被保険者本人が市民税非課税の人                                                                                  | 基準額       | 107,640円 |
| 課税      | 課税  | 以下、被保険者本人が市民税課税で合計所得金額が |                                                                                                  |           |          |
|         |     | 第6段階                    | 120万円未満の人                                                                                        | 基準額×1.2   | 129,170円 |
|         |     | 第7段階                    | 120万円以上210万円未満の人                                                                                 | 基準額×1.3   | 139,930円 |
|         |     | 第8段階                    | 210万円以上320万円未満の人                                                                                 | 基準額×1.5   | 161,460円 |
|         |     | 第9段階                    | 320万円以上420万円未満の人                                                                                 | 基準額×1.7   | 182,990円 |
|         |     | 第10段階                   | 420万円以上520万円未満の人                                                                                 | 基準額×1.9   | 204,520円 |
|         |     | 第11段階                   | 520万円以上620万円未満の人                                                                                 | 基準額×2.1   | 226,040円 |
|         |     | 第12段階                   | 620万円以上720万円未満の人                                                                                 | 基準額×2.3   | 247,570円 |
|         |     | 第13段階                   | 720万円以上820万円未満の人                                                                                 | 基準額×2.4   | 258,340円 |
|         |     | 第14段階                   | 820万円以上920万円未満の人                                                                                 | 基準額×2.5   | 269,100円 |
|         |     | 第15段階                   | 920万円以上1020万円未満の人                                                                                | 基準額×2.6   | 279,860円 |
|         |     | 第16段階                   | 1020万円以上の人                                                                                       | 基準額×2.7   | 290,630円 |

※課税年金収入額とは老齢・退職年金などの課税対象となる年金の収入額をいい、障害・遺族年金などの非課税となる年金の収入額は含みません。

※土地・建物を売ったときの長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額があるときは、合計所得金額から当該特別控除額を控除した金額により算定します。

※本人が市民税非課税のときは、合計所得金額から課税年金に係る雑所得を控除した金額を使用します。

※他市からの転入等で被保険者及び世帯員の課税状況、合計所得金額等が把握できない場合、保険料段階は暫定的に第1段階等になることがあります。確定後に保険料段階に変更が生じた場合は、変更内容をお知らせします。

※第1段階及び第4段階の「所得段階別対象者」の欄に記載する「合計所得金額」（課税年金に係る雑所得を除く）と課税年金収入額の合計額は、介護保険法施行令の改正により令和8年度は「826,500円以下」に見直されました。（令和7年度は「80万9千円以下」）

※令和7年度税制改正に伴い、給与所得控除の最低補償額が引き上げられたことで保険料段階に変更が生じる場合でも、令和8年度における介護保険料の決定に際しては、従来どおりの課税状況や合計所得金額の「みなし判定」を行い算定しています。